

令和5年 第9回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和5年9月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時35分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	〃
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	欠席	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	出席	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	欠席
8	坂本 典穂	欠席	〃 4	播摩 卓也	出席
9	中沢 健太郎	出席	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：9名 欠席：2名 計：11名
 農地利用最適化推進委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 松田 寛之 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員9人、農地利用最適化推進委員10人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第9回会議を開きます。
 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に3番委員並びに4番委員を指名いたします。
 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

議長 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたし

	<p>ます。番号1について事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 受人 ○○県○○○市○○町△△番地△ ○○ ○○ 渡人 大字△△△番地△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△番△ 地目 畑 1筆 495㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 使用貸借権 許可日から20年間 申請内容 職業・会社員 新築 1棟121.73㎡ 平屋建て 取得状況 平成31年2月13日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地から7m</p> <p>4ページをご覧ください。大字○○字○○地内の農地になります。</p> <p>次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は現在、妻と子供と3人で○○○市の借家で暮らしています。自己用住宅に住みたいと思い、土地について親に相談したところ母親所有の申請地を紹介されたそうです。</p> <p>職場にも近く、将来の親の介護等を見据え申請に至ったそうです。</p> <p>道路接続については、申請地南に8mの町道があり、そこから水道の取り出し、排水は集落排水に接続するとのことです。</p> <p>建物は平屋建てで建築面積は121.73㎡の予定です。</p> <p>以上となります。ご審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第5条の規定による番号1の許可申請案件について審議いたします。</p> <p>推進委員松久1番より意見がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 松久1番</p>	<p>先日現地確認してきました。申請地は高台で見晴らしがよく隣接地に太陽光がありますが特に問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>

	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	<p>農地法第5条の番号1の案件につきましては許可相当と議決されました。</p>
議 長	<p>第2号議案 農用地利用集積計画（案）による利用権決定について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>6ページをご覧ください。町から農用地利用集積計画（案）が作成されました。本議案にて、農用地利用集積計画の決定の可否を審議していただきます。</p> <p>なお、集積計画が決定となった場合は、町の方で公告をすることにより、権利の移動が生じることになります。</p> <p>7ページをご覧ください。こちらは農用地利用集積計画の概要表になります。上から説明させていただきます。</p> <p>令和5年～令和6年の1年・賃貸借、面積 田6,386㎡ 計6,386㎡、貸手1 借手1 筆数3 借賃 7,500円</p> <p>続きまして、令和5年～令和8年の3年・賃貸借、面積 田4,619㎡ 畑3,581㎡ 計8,200㎡、貸手4 借手4 筆数7 借賃 7,500円～32,000円、45kg</p> <p>続きまして、令和5年～令和8年の3年・使用貸借、面積 田2,389㎡ 畑5,727㎡ 計8,116㎡、貸手3 借手1 筆数8</p> <p>続きまして、令和5年～令和10年の5年・賃貸借、面積 田10,305㎡ 畑2,742㎡ 計13,047㎡、貸手6 借手4 筆数10 借賃 5,000円～9,000円、60kg</p> <p>続きまして、令和5年～令和10年の5年・使用貸借、面積 田2,899㎡ 畑2,451㎡ 計5,350㎡、貸手4 借手3 筆数5</p> <p>続きまして、令和5年～令和11年の6年・賃貸借、面積 田3,865㎡ 畑9,421 計13,286㎡、貸手4 借手1 筆数9 借賃 2,000円</p> <p>続きまして、令和5年～令和12年の7年・賃貸借、面積 田987㎡ 計987㎡、貸手1 借手1 筆数1</p> <p>続きまして、令和5年～令和15年の10年・賃貸借、面積 田15,098㎡ 畑6,658㎡ 計21,756㎡、貸手10 借手4 筆数15 借賃 2,000円～7,500円、60kg</p> <p>続きまして、利用権の期間・種類 令和5年～令和15年の10年・使用貸借、</p>

	<p>面積 田13,779㎡ 畑1,654㎡ 計15,433㎡、貸手4 借手2 筆数10</p> <p>合計 田60,327㎡ 畑32,234㎡ 計92,561㎡ 貸手37 借手21 筆数68でございます。</p> <p>8ページをご覧ください。こちらは利用権の内訳になっております。番号1から番号7までが新規の利用権設定で、番号8から10ページ番号68までが再設定の利用権になります。ご確認の程よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして11ページをご覧ください。こちらは麦作（ウラ作）の利用権設定の申請になります。麦作なので期間は11月～6月までの期間借地となります。</p> <p>それでは、上から説明させていただきます。令和5年から令和8年の3年・使用貸借 面積 田11,320㎡ 畑2,086㎡、計13,406㎡ 貸手4 借手3 筆数7</p> <p>続きまして、令和5年から令和10年の5年・使用貸借 面積 田66,758㎡ 畑25,148㎡、計91,906㎡ 貸手28 借手7 筆数51</p> <p>続きまして、令和5年から令和15年の10年・使用貸借 面積 田4,633㎡ 畑4,328㎡、計8,961㎡ 貸手5 借手3 筆数6</p> <p>合計面積 田 82,711㎡ 畑31,562㎡ 合計114,273㎡ 貸手37 借手13 筆数64</p> <p>議案書12ページ番号1から番号31までが新規の分、番号32から13ページ番号64までが再設定の分となっております。</p> <p>以上第2号議案になります。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。松久2番
推進委員 松久2番	賃借料の設定がない筆がありますが、どういうことでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	賃借料が空欄の筆につきましては使用貸借での貸借になります。
推進委員 松久2番	利用権設定を受ける方の農地の利用状況は確認しているのでしょうか。

議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>利用権設定をする方は農地所有者、耕作者の連名で農用地利用権設定申出書という書類を提出していただいております。その内容に耕作者の経営規模、労力、農業機械の保有状況等を記載していただいておりますのでそこを確認しております。実際に利用権設定される方はかなり多くいますので、申請ごとにその方たちの農地を全て確認するということは事務処理上難しいので、経営農地等が問題がないかどうか本人の聞き取りで確認をしています。</p>
推進委員 松久 2 番	<p>実際に農地を借りている方で麦刈りや稲刈りが遅かったり、草が生えてしまっている方がいます。周辺の農地も迷惑だし農地所有者に失礼だと思っておりますので、現地確認して問題がないかどうか確認してほしいと思います。</p>
議 長	事務局より説明をお願い致します。
事務局	<p>申請の全耕作者の農地を全て確認するのは難しいですが、実際にそういった方がいるということを経理局等に連絡いただければ、個別に現地確認し、荒れていれば管理のお願いをするということは可能ですので情報提供等ご協力お願いできればと思います。</p>
議 長	<p>事務局の方はそういった耕作者がいれば、管理を徹底するように伝えるように対応をお願いします。</p> <p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。6 番委員。</p>
6 番委員	<p>賃借料が高い方がいますが、この方はなぜ高いのですか。</p>
議 長	事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>この筆の賃借料が高い理由を申請者に聞いたところ、ブルーベリーの木が既に定植しており、それをそのまま活かし引き続きブルーベリーを栽培するとのことなので他の農地より賃借料が高くなっているとのことでした。</p>
6番委員	<p>遊休農地を解消すると補助金が出ると聞いたのですが、そういった制度はあるのでしょうか。</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>JA 出資型で遊休農地解消すると一反あたり 10 万円補助が出るという制度があります。補助を受ける要件ですが、現在農業委員会で遊休農地登録されている農地を解消した後、その農地を解消の方が農地中間管理事業を通して6年以上使用貸借で貸し借りをすると補助が受けられるという制度になっております。こういった制度を利用したいという方がいましたら事務局の方にお問い合わせいただければ対応させていただきますのでよろしくご願ひ致します。</p>
議長	<p>他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。2番委員。</p>
2番委員	<p>概要表を見ると貸し手と借り手の人数が合っていないのですが、理由を教えてください。</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>貸し手と借り手の人数が合わない理由ですが、複数の農地所有者が同じ耕作者に貸している場合もあるため人数が合わなくなっております。</p>
議長	<p>他に農業委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について、賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p>

会長代理	<p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、決定します。</p> <p>議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>閉会を会長代理、お願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第9回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。</p>
<p>上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和5年9月25日</p> <p>議 長</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>	